

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	分団運営交付金			市の担当部課	消防本部消防総務課	
				問い合わせ先	0568-65-3121	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	第1分団 はじめ7団体			代表者名	第1分団 土屋吉伸 ほか	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市消防団分団運営交付金	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	市内消防団への運営交付金のため					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	犬山市消防団の分団活動の充実強化を図るため					
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
	1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円		
	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動に必要な備品・消耗品等の購入 ・分団車庫及び消防車両、機械器具の維持管理 ・団員の福利厚生 					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,815,919 円			
	うち補助事業全体の経費		1,815,919 円			
	うち補助対象経費		1,815,919 円			
	補助対象経費の内訳		車庫、車両機械器具維持費		711,900 円	
			備品、消耗品費		611,649 円	
			福利厚生費		492,370 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		定額: 1~5分団250,000円、6分団200,000円、女性分団50,000円			
	補助限度額		未設定			
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	精算していない		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	消防団施設や器具の更新等により、安全で迅速な活動が可能となり、市民の安全・安心に寄与している					
その他参考事項	特になし					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		自衛消防隊運営補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当	
				問い合わせ先	65-0119	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		内田自警団 はじめ13団体		代表者名	高間 貞男	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	消防関係団体育成補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	昭和56年	補助終了年度	未設置
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		災害対応のために組織された団体が他に存在しないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市が補助金を交付することで、市内各地区に組織された自衛消防隊を維持存続させ、常備消防や消防団だけでは対応困難な地震等の大規模災害時の備えとする。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
	140,000 円	130,000 円	130,000 円	140,000 円		
	(140,000 円)	(130,000 円)	(130,000 円)	(140,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		可搬ポンプによる消防訓練の実施 自衛消防隊が維持管理する資機材の整備				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
	うち補助事業全体の経費		2,618,728 円			
	うち補助対象経費		623,140 円			
	補助対象経費の内訳		自衛消防隊の活動に必要な備品、消耗品の購入			
			機械器具の整備			
			傷害保険の加入			
補助額の算出方法		補助率、補助額		1団体につき10,000円		
		補助限度額		1団体につき10,000円		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が適正に使用され、余剰金は発生していないため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		自衛消防隊の活動が、地域の住民の安心につながり、防災意識向上に寄与している。				
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊は市内14団体存続しているが、その内の入鹿自治消防団は補助金申請を辞退している。 ・自衛消防隊の人員費はボランティアであるため支給の対象外。 					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当				
				問い合わせ先	65-0119				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		丸山南別祖町内会 はじめ55団体		代表者名	町会長 清水 基弘				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	昭和57年	補助終了年度	未設置		
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)									
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市が補助金を交付することで、町内各所に消火器が設置され、火災発生時の初期消火体制が構築される。							
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績			
		534,350 円		603,690 円		781,940 円			
		(534,350 円)		(603,690 円)		(781,940 円)			
令和5年度予算						800,000 円			
()は一般財源の額						(800,000 円)			
市の補助金を使って 実施した事業の内容		市の補助金を使用して、町内会が消火器や格納箱を街頭に設置した。							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—					
		うち補助事業全体の経費		2,476,797 円					
		うち補助対象経費		2,430,457 円					
		補助対象経費の内訳		消火器の購入設置 271本					
				格納箱の購入設置 87箱					
補助額の算出方法		補助率、補助額		消火器:設置経費の1/3、または上限3,000円 格納箱:設置経費の1/3、または上限2,000円					
		補助限度額		1町内会につき、消火器10器(30,000円) 格納箱10基(20,000円)					
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	金額に変更があった場合は変更承認申請書の提出が必要。				
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		町内各所に消火器が設置されたことで初期消火体制が整えられ、住民の安心安全を得ることができた。							
その他参考事項		消火器は10年を目途に取り換える必要があるため、新設のほかに更新による設置も多い。							
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円					
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円					
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無					

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	初期消火器具整備費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当	
			問い合わせ先	65-0119	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山西地区コミュニティ推進協議会		代表者名	会長 高橋佑二	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	公募により選定		補助開始年度	平成31年度	補助終了年度 令和5年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	初期消火器具を各地区に設置してもらうことで、消火器では対応困難な火災や、地震等の大規模災害時、消防隊の到着が遅れる場合に住民の手で災害を減災するための備えとするため。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和2年度実績		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算
	164,000 円		166,000 円	198,000 円	100,000 円
	(164,000 円)		(166,000 円)	(198,000 円)	(100,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容	補助金を活用して、犬山西地区コミュニティ推進協議会の構成町内会である中三笠町内会と白桜町内会の2カ所へ、初期消火器具セットを設置した。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—		
	うち補助事業全体の経費		398,200 円		
	うち補助対象経費		398,200 円		
	補助対象経費の内訳		初期消火器具の購入(2セット)		
			(スタンドパイプ、ホース、筒先、金具、台車、収納箱)		
補助額の算出方法	補助率、補助額		初期消火器具の購入に係る費用の1/2		
	補助限度額		150,000		
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	金額変更の場合は事業計画変更届が必要。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	初期消火器具が設置されたことにより、設置地区で消火訓練が実施され、初期消火体制の確保と防火意識が向上した。				
その他参考事項	地域における初期消火体制の強化を図るため、補助事業を継続する見込みである。				
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		火の見やぐら等安全対策事業費補助金		市の担当部課	消防署 企画調整担当		
				問い合わせ先	65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		塔野地区 はじめ3団体		代表者名	区長 亀井 明		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	令和5年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		火の見やぐらが設置されている町内等が限定されているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市民の生命と財産を守るため、地震や風水害時に、倒壊の恐れがある老朽化した火の見やぐらの撤去に対し、補助金を交付する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		0 円	305,000 円	407,000 円	200,000 円		
		(0 円)	(305,000 円)	(407,000 円)	(200,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市の補助金を使用して、3団体がそれぞれ保有する老朽化した火の見やぐらの撤去を完了した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		814,500 円			
		うち補助対象経費		814,500 円			
		補助対象経費の内訳		塔野地区火の見やぐら撤去工事費		360,000 円	
				赤坂町内会火の見やぐら撤去工事費		104,500 円	
				富士見町内会火の見やぐら撤去工事費		350,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		撤去工事に要した経費の1/2			
		補助限度額		500,000			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	金額の変更があった場合は変更承認申請書が必要。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		老朽化した火の見やぐらが撤去されたことで、風水害時の倒壊等による住民の不安が解消した。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。